

2024（令和6）年度 第1回FD・SD研修会

（第2部）公的研究費の不正使用の防止等について

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 理事長（最高管理責任者）からの説明 | 1 頁 |
| | ・不正根絶への強い決意の表明、研究倫理の必要性について | |
| 2 | 公的研究費の不正使用防止等の研修について | 2 頁 |
| | ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ（研究者向け）（令和4年3月）（文部科学省のHPから） | 別冊 |
| | ・公立大学法人青森公立大学 公的研究費の運営・管理の実施体制 | 4 頁 |
| | ・青森公立大学における公的研究費に関する相談窓口、通報窓口について | 5 頁 |
| 3 | 不正行為の事例紹介について | 6 頁 |
| | ・旅費の架空請求（カラ出張）及び目的外使用について（四天王寺大学） | |
| 4 | 公的研究費に関連する連絡事項について | |
| | ・公的研究費ハンドブックの一部変更について | |
| 5 | 質疑応答等 | |

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要 （令和3年2月改正 文部科学大臣決定）

改正の背景

- ガイドラインに基づく管理・監査体制については、各研究機関において土台となる基本的体制が整備され、不正防止の取組が行われてきたが、**依然として様々な形で研究費不正が発生し続けている**。
【件数】平成26年度のガイドライン改正後も、研究費不正の認定件数は毎年10件程度で推移
【種別】「物品・役務」の不正が減少する一方、「謝金・給与」及び「旅費」の不正が増加傾向
【要因】①**不正防止のPDCAサイクルの形骸化**、②**組織全体への不正防止意識の不徹底**、③**内部牽制の脆弱性**
- 我が国の科学技術・学術の発展のためには、**研究費不正を起こさせない環境を構築し、不正を根絶することが急務**。

改正の内容 ～研究費不正根絶のために～

- 研究機関全体の意識改革を図り、**研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するため**に、以下の3項目を柱に**不正防止対策を強化**。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、**従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る**。

<不正防止対策強化の3本柱>

ガバナンスの強化

～不正根絶に向けた最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化～

- ✓ **最高管理責任者**による不正根絶への強い決意表明と役員会等での審議の要件化
- ✓ **監事**に求められる役割として、不正防止に関する内部統制の状況を機関全体の観点から確認し意見を述べることを要件化
- ✓ 効果的な内部統制運用のため**不正防止のPDCAサイクルを徹底**
【不正防止計画への内部監査結果の反映等】

意識改革

～コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透～

- ✓ **統括管理責任者**が行う対策として、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組のプロデュースを要件化
- ✓ 不正根絶に向けた**啓発活動**（意識の向上と浸透）の継続的な実施を要件化
- ✓ 啓発活動は、**コンプライアンス教育と併用・補完**し内部監査の結果など認識の共有を図る

不正防止システムの強化

～監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶～

- ✓ **内部監査**の実施にあたり専門的な知識を有する者（公認会計士等）の参画を要件化
- ✓ **監事・会計監査人・内部監査部門**の連携を強化し、不正防止システムのチエック機能を強化
- ✓ コーポレートカードの利用等、**研究者を支払いに関与させない支出方法の導入等**

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

公的研究費の不正使用防止等の研修について

文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正））が示され、本学においてもこれまでの取組の再点検や体制整備、これまで以上の厳正な執行・管理が求められております。

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）から一部抜粋

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

（機関に実施を要請する事項）

～略～

ウ 最高管理責任者が自ら部局等に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

（機関に実施を要請する事項）

- （1）コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- （2）コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあ
るものを設定し、定期的に見直しを行う。
- （3）実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状
況及び理解度について把握する。
- （4）これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等
の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- （5）コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等
の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向
けた継続的な啓発活動を実施する。
- （6）競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

公式 HP → 大学案内 → 情報公表 → 公的研究費の不正防止に向けた対策について

<https://www.nebuta.ac.jp/university-information/jouhoukouhyou/kenkyuuhi-huseiboushi-taisaku>

- ① 「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の取扱いに関する規程」一部抜粋
（最高管理責任者）

第 5 条 本学の公的研究費の運営・管理を行う最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第6条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、学長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 公的研究費の運営・管理において実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、学部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、次の各号に定める事項を行う。

(1) 学内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、構成員に公的研究費の使用に関する誓約書の提出を求める。

(構成員の責務)

第9条 構成員は、公的研究費は本学により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、公立大学法人青森公立大学契約事務規程等関係規程及び行動規範を遵守しなければならない。

② 「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」一部抜粋

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

5 不正使用に関する要因を調査・把握及び体系的に整理し、不正防止計画の策定・実施を推進する。

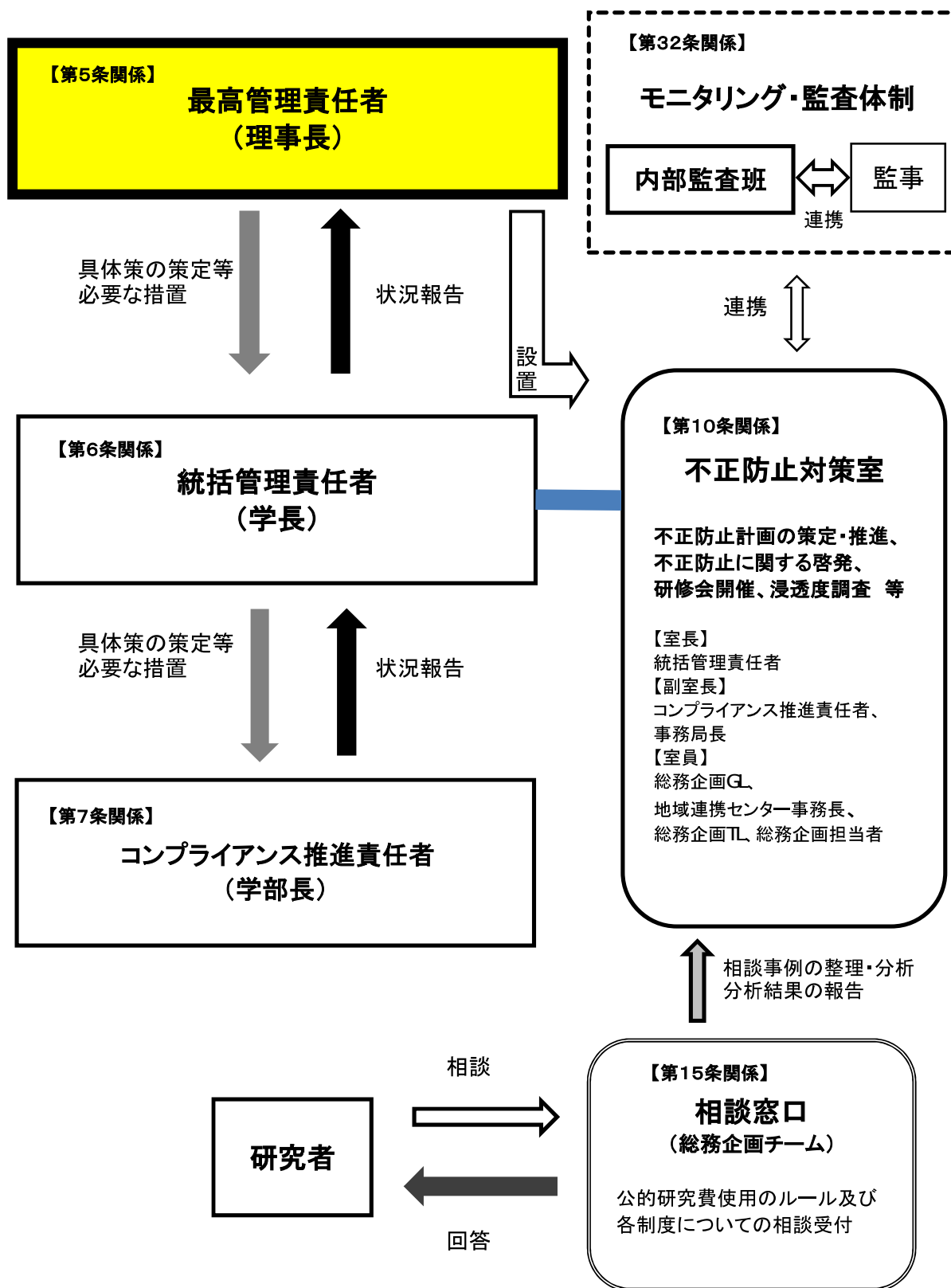
③ 「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範」一部抜粋

第5 構成員は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める公立大学法人青森公立大学における公的研究費の取扱いに関する規程及び公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針をふまえて行動する。

④ 「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」一部抜粋

意識改革及び使用のルール：研究者及び関係者全員に研修会の出席を義務付け、出席しない者には公的研究費の申請及び使用を認めないことがある。

公立大学法人青森公立大学 公的研究費の運営・管理の実施体制



5. 相談窓口・通報窓口の設置

相談窓口

青森公立大学における公的研究費の事務手続き等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、以下のとおり相談窓口を設置しました。

- 青森公立大学における公的研究費に関する相談窓口（内線：207,208）

青森公立大学事務局総務企画チーム 相談窓口担当（TEL 017-764-1555 内線207）

通報窓口

公的研究費の不正使用に関する通報を受け付ける窓口として、以下のとおり通報窓口を設置しました。

- 青森公立大学における公的研究費に関する通報窓口

青森公立大学事務局総務企画チーム 通報窓口担当

〒030-0196 青森市合子沢字山崎153-4

TEL 017-764-1555（内線：209,215） FAX 017-764-1544

Mail fusei@b.nebuta.ac.jp

通報は、書面、電子メール、FAX、面談等の方法により受け付けます。

なお、情報を正確に把握し、迅速に対応するため、通報は実名によることとし、以下の様式を使用してください。

- 研究費の不正使用に係る通報申立書

研究機関における不正使用事案

令和6年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202401	東京大学	平成27年度～令和2年度、令和4年度	謝金の目的外使用及び不正な支出 旅費の不正な支出	1,925,940円	1人 ※その他元事務補佐2人	令和6年5月9日	東京大学における公的研究費の不正使用について(PDF:269KB) 
202402	早稲田大学	令和元年度、令和3年度	出張旅費の不正取得	267,550円	1人	令和6年4月12日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:166KB) 

令和5年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202301	福島大学	平成24年度～令和4年度	架空請求(カラ出張)	996,280円	1人	令和5年6月13日	福島大学における公的研究費の不正使用について(PDF:183KB) 
202302	鹿児島大学	平成22、23年度	合算使用の制限のルールに違反した使用	1,714,639円	1人	令和5年6月26日	鹿児島大学における公的研究費の不正使用について(PDF:165KB) 
202303	北陸先端科学技術大学院大学	令和元年度～令和3年度	旅費の過大請求	146,000円	1人	令和5年9月15日	北陸先端科学技術大学院大学における公的研究費の不正使用について(PDF:177KB) 
202304	四天王寺大学	令和1、3、4年度	旅費の架空請求(カラ出張)及び目的外使用	1,166,800円	1人	令和6年1月31日	四天王寺大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB) 

令和4年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数 (実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202201	福岡教育大学	令和元2年度	目的外使用	116,840円	1人	令和4年6月29日	福岡教育大学における公的研究費の不正使用について(PDF:182KB) 
202202	東海国立大学機構名古屋大学	平成26年度～令和2年度	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為	11,312,228円	1人	令和4年9月27日	東海国立大学機構名古屋大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202203	早稲田大学	平成22年度	架空請求(カラ謝金)、還流行為	102,000円	1人	令和4年8月8日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202204	法政大学	平成27、29、30年度	目的外使用	218,737円	1人	令和4年9月6日	法政大学における公的研究費の不正使用について(PDF:186KB) 
202205	北九州市立大学	平成26年度～平成29年度	目的外使用、不適切な物品管理	304,254円	1人	令和4年11月30日	北九州市立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:261KB) 
202206	駒澤大学	令和元年度	目的外使用	3,960円	1人	令和5年1月12日	駒澤大学における公的研究費の不正使用について(PDF:212KB) 
202207	早稲田大学	平成29年度～令和元年度	旅費の虚偽請求	763,264円	1人	令和5年3月27日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:183KB) 

令和3年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数 (実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カラ出張	7,010,459円	3人	令和3年5月25日	久留米大学における公的研究費の不正使用について(PDF:124KB) 
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	令和3年7月29日	大分大学における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB) 
202103	岩手大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求	1,686,792円	1人	令和3年9月21日	岩手大学における公的研究費の不正使用について(PDF:97KB) 
202104	関西医科	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和3年7月	関西医科大学における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB) 

	大学	度				12日	用について(PDF:158KB) 
202105	山形大学	令和元年度～令和2年度	目的外使用	19,793,833円	2人	令和3年12月28日	山形大学における公的研究費の不正使用について(PDF:196KB) 
202106	神奈川大学	令和2年度	カラ雇用 目的外使用	385,310円	1人	令和3年11月16日	神奈川大学における公的研究費の不正使用について(PDF:175KB) 
202107	茨城県立医療大学	令和2年度	目的外使用	1,525,727円	1人 ※不正に関与したのは元事務局職員である。	令和4年3月9日	茨城県立医療大学における公的研究費の不正使用について(PDF:165KB) 
202108	滋賀県立大学	平成25年度～令和2年度	カラ雇用	2,861,547円	1人	令和4年3月28日	滋賀県立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:190KB) 
202109	筑波大学	平成26年度～令和元年度	給与の架空請求及び還流行為、交通費の虚偽請求及び還流行為、物品の私物化	1,431,031円	1人	令和3年5月31日	筑波大学における公的研究費の不正使用について(PDF:247KB) 

令和2年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数 (実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202001	水産研究・教育機構	平成29～30年度	カラ雇用、架空請求	266,662円	1人	令和2年5月15日	水産研究・教育機構における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB) 
202002	甲南大学	平成27～30年度	同一の費用に関し重複して支出を受けること(重複受領)	1,034,752円	1人	令和2年6月22日	甲南大学における公的研究費の不正使用について(PDF:141KB) 
202003	関西大学	平成22～30年度	謝金の目的外使用及び架空請求	1,878,150円	1人	令和2年5月18日	関西大学における公的研究費の不正使用について(PDF:30KB) 
202004	東京医科歯科大学	令和元年度	架空取引	432,000円	1人	令和2年8月3日	東京医科歯科大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB) 

平成31年度・令和元年度

◇番号：202304

◇研究機関名	四天王寺大学	◇不正の種別	旅費の架空請求（カラ出張）及び目的外使用
◇不正が行われた年度	令和 1、3、4 年度	◇最終報告書提出日	令和 6 年 1 月 31 日
◇不正に支出された研究費の額	1,166,800 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 5 年 1 月 24 日、事務局による勤務時間管理関係の事務処理過程において、元教員にカラ出張による旅費の不正使用の疑義が認められた。

【調査に至った経緯等】

「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部公的研究費の不正使用防止等に関する規程」に基づき予備調査を行った結果、カラ出張が疑われる複数の事案が認められた。予備調査の結果を踏まえ、当該元教員に確認を求めたところ、虚偽による出張申請を行った事実を認めたことから、最高管理責任者（学長）は、同規程に基づき、本調査を行うことを決定した。

◇調査

【調査体制】

研究費不正使用調査委員会（学内委員 7 名(令和 5 年度は 6 名)、学外委員 1 名(弁護士))を設置して調査を実施した。

【調査内容】

・調査期間

令和 5 年 3 月 8 日～令和 5 年 11 月 7 日

・調査対象

調査対象者：当該元教員

調査対象経費：当該元教員が本学在籍中（平成 31(令和元)年度～令和 4 年度）に執行した科学研究費助成事業（3 課題）

・調査方法

書面調査、当該元教員へのヒアリング、出張先及び研究協力者への照会

◇調査結果

【不正の種別】

旅費の架空請求（カラ出張）及び目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

当該元教員は、日ごろからデータ収集等の協力を得ていた実家周辺にある病院への出張を装い、私的に帰省するための旅費として研究費を使用していた。

また、コロナ禍により申請手続き済みの出張が中止となった際に、その取消手続を行わないまま旅費を受領していた。

さらに、研究協力者による出張を偽装して申請し、得られた旅費を同協力者に謝金と称して支払っていた。

・手法

- ① 私的な旅行を出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。
- ② オンラインで実施した用務を出張用務として虚偽申請し、旅費を受給。
- ③ 実態の伴わない研究協力者の出張を虚偽申請し、当該旅費を研究協力者に謝金と称して支給。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	1,166,800 円	令和 1、3、4 年度	1 人
計	1,166,800 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

実家へ帰省するために使用した旅費（866,400 円）について、私的流用を認定した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

書面調査、当該元教員への面談及び研究協力者に対する確認調査の結果により判明した前述の行為について、研究費の不正使用に当たすることを結論付けた。

また、当該元教員がカラ出張によって得た旅費については、私的な帰省のために使用したことを同人が認めたため、私的流用があったものと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

＜当該元教員側の要因＞

当該元教員は、公的研究費の運営・管理に関する誓約書を提出し、コンプライアンス教育を受講していたにもかかわらず、旅費の架空請求や目的外使用を繰り返しており、研究者としての倫理観及び研究費を適正に執行するという規範遵守の意識が欠如していたと考えられる。

＜機関の管理体制＞

- ① 四天王寺大学では教職員の出退勤管理について IC カードによるシステム管理を行っているが、出勤日時と出張日時の重複確認に不備があった。
- ② 研究者の出張旅費を立替払いで執行することが多く、確認作業が困難であったことなどから、執行に係るモニタリングの仕組みが十分でなかった。

【再発防止策】

＜全体＞

- ・研修会やコンプライアンス教育における公的研究費不正使用防止に関する注意喚起に加え、各学部教授会、各研究科委員会等において不正使用事案等の資料配付など、周知徹底を図る。
- ・「科研費取扱要領」の改正及び説明会等を通じた研究者及び事務局担当部署に対する事務処理手続き遵守の周知徹底。

＜旅費＞

- ・出張申請書に用務の詳細や面会者の所属・氏名等の記載を求めるとともに、出張期間中のスケジュールが確認できる書類を添付するよう義務づけ。
- ・出張報告書に出張した事実が確認できる書類を添付するよう義務づけ。なお、提出書類一覧を研究者へメールにて案内し、不正防止への意識改善を実施。
- ・旅費に関する経費の支払いにコーポレートカードを利用可能に変更。

- ・ 旅費精算時に出張日と出退勤記録を突合し、出張用務従事日時に矛盾がないかを確認。
- ・ 宿泊先、用務先等に無作為に事実確認を実施。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・ 関係者の処分
当該元教員は既に四天王寺大学を退職しており、四天王寺大学就業規則に基づく懲戒処分を行うことはできないが、同規則に準拠し、「懲戒解雇処分相当」として本人への通知を行った。
- ・ 本件の公表状況
令和6年4月12日 四天王寺大学ホームページに公表